

請求債権目録(1)

(扶養義務等に係る定期金債権等)

法務局
所属公証人 作成平成 年第 号
地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用
記

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 円

(1) 金 円
ただし、債権者、債務者間の についての
平成 年 月から平成 年 月まで1か月金 円
の養育費の未払分(支払期 日)

(2) 金 円 ただし、執行費用
(内訳) 本申立手数料 金 4,000円
本申立書作成及び提出費用 金 1,000円
差押命令正本送達費用 金 2,898円
資格証明書交付手数料 金 円
送達証明書申請手数料 金 円
執行文付与申請手数料 金 円

2 確定期限が到来していない定期金債権
平成 年 月から平成 年 月(債権者、債務者間の
が 歳に達する日の属する月)まで、 限り金 円ず
つの養育費

(注) 該当する事項の にレを付する。

請求債権目録(2)

(一般債権)

法務局
所属公証人 作成平成 年第 号
地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員

記

- 1 元金 金 円
ただし、
- 2 損害金 金 円
上記1に対する、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
の割合による金員
上記1の内金 円に対する、平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで の割合による金員
- 合計 金 円

弁済期平成 年 月 日 最終弁済期平成 年 月 日

なお、債務者は、

に支払うべき金員の支払を怠り、平成 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

なお、債務者は、

に支払うべき金員の支払を怠り、その額が金 円に達したの
で、平成 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

なお、債務者は、

に支払うべき金員の支払を怠り、その額が 回分以上に達したので、平成
年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

(注) 該当する事項の にレを付する。

【記載例】 請求債権目録 (1)

(扶養義務等に係る定期金債権等)

東京 { 法務局
 所属公証人 山田一郎 作成平成22年第 123 号
 地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用

記

- 1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金70,448円
金 60,000円

ただし、債権者、債務者間の長女 ×× についての平成22年11月から平成23年1月まで1か月金20,000円の養育費の未払分(支払期毎月末日)

- (2) 金10,448円 ただし、執行費用

(内訳)	本申立手数料	金4,000円
	本申立書作成及び提出費用	金1,000円
	差押命令正本送達費用	金2,898円
	資格証明書交付手数料	金 600円
	送達証明書申請手数料	金 250円
	執行文付与申請手数料	金1,700円

- 2 確定期限が到来していない定期金債権

平成23年2月から平成33年10月(債権者、債務者間の長女 ×× が20歳に達する日の属する月)まで、毎月末日限り金20,000円ずつの養育費

(注) 該当する事項の にレを付する。

【記載例】 請求債権目録(2)

(一般債権)

東京 { 法務局
 所属公証人 山田一郎 作成平成22年第 123 号
 地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用
記

- 1 元金 金 1,000,000円
ただし,平成22年3月4日付け財産分与契約に基づく財産分与請求権
- 2 損害金 金37,808円
- 上記1に対する,平成22年5月1日から平成23年1月31日まで年5パーセントの割合による金員
- 上記1の内金 円に対する,平成 年 月 日から平成 年 月 日まで の割合による金員

合計 金1,037,808円

- 弁済期平成22年4月30日 最終弁済期平成 年 月 日
なお,債務者は,
に支払うべき金員の支払を怠り,平成 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。
なお,債務者は,
に支払うべき金員の支払を怠り,その額が金 円に達したので,平成 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。
なお,債務者は,
に支払うべき金員の支払を怠り,その額が 回分以上に達したので,平成 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

(注) 該当する事項の にレを付する。